

三世代近居等定住促進補助金 申請の手引き

東浦町では、子育てや介護における不安や負担を軽減する環境をつくり、定住の促進と地域の活性化を目的とし、これから新たに三世代で同居または近居するための住宅を取得する方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

用語の意味

- 三世代…親、子、孫のことをいいます。
- 同居…親世帯と子世帯が同じ1棟の建物で居住することをいいます。
※マンションなどの区分所有建物で専有部分が親世帯、子世帯で分かれている場合は、近居として取り扱います。
- 近居…親世帯と子世帯が町内に居住することをいいます。



補助の対象となる要件

以下の条件を満たす方とします。

【子世帯の要件】

- 新築・購入に係る契約をする日において町内に住んでいる場合には、自ら賃貸借契約をした住宅に住んでいること。または、勤務先等が家主との間で賃貸借契約をする町内の物件に住んでいる場合には、勤務先に対し家賃相当額を支払っていること。
※町外にお住いの場合には、持家・賃貸等は問いません。
- 新築・購入に係る契約をする日より前1年以上、親世帯と同居していないこと。
- 新築・購入に係る契約をする日において、夫婦共に年齢が49歳以下であること。
※事実婚・ひとり親も対象です。
- 交付申請日において小学生以下の子ども（出産予定の胎児も含みます）と同居していること。
- 自らが居住する地区のコミュニティ推進協議会に加入すること。
※同居する親世帯がコミュニティ推進協議会に加入している場合は、新たに加入する必要はありません。

【親世帯の要件】

- 交付申請日より前3年以上継続して東浦町内に住んでいること。
※新築等のために転出する場合は、その期間を3年の中にも含めることとします。
- 子世帯の世帯主またはその配偶者（事実婚も含みます）のどちらかの親が含まれること。

【共通要件】

- 交付申請日において、三世代同居にあつては子世帯の構成員が親世帯の構成員とともに補助対象住宅に居住していること。三世代近居にあつては、子世帯の構成員が補助対象住宅に居住していること。
(裏面に続く)

- 同居、近居を開始した日（補助対象住宅の住所地に住民票を異動させた日）から6カ月以内であること。
- 子世帯・親世帯の構成員のうち、納税義務のある者全員が交付申請日において税の滞納がないこと。
- 生活保護法に基づく扶助を受けていないこと。
- 三世帯近居等定住促進補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- 東浦町結婚新生活支援補助金の交付を受けていないこと。
- 暴力団関係者がいないこと。

補助対象建物となる要件

以下の条件を全て満たす建物とします。

- 戸建て、マンションや長屋等の区分所有建物であること。
※新築・中古は問いません。
- 三世帯同居または三世帯近居のために所有する子で、子の単独名義または配偶者（事実婚も含みます）、親（配偶者の親も含みます）若しくは孫いずれかの共有名義で、所有権保存登記または所有権移転登記をしていること。
- 令和3年4月1日以降の契約に基づき、新築または購入している住宅であること。
- 令和9年3月1日までに、住宅の新築または購入が完了していること。
- 同居・近居しようとする建物が市街化区域内にあること。
- 同居・近居しようとする建物が賃貸を目的とするものではないこと。
- 同居・近居しようとする建物が建築基準法その他関係法令の基準を満たし、耐震性が確保されていること。
- 公共工事に伴う補償等の補てんを受けていないこと。
- 申請時の世帯の人数に応じた最低居住面積水準以上※1（4ページ参照）の住戸専用（専有）面積住宅であること。

補助金をお受け取りになる方

同居または近居をする子または子の配偶者（事実婚も含みます）で、新築・購入の費用を支払った方のうちいずれか1名

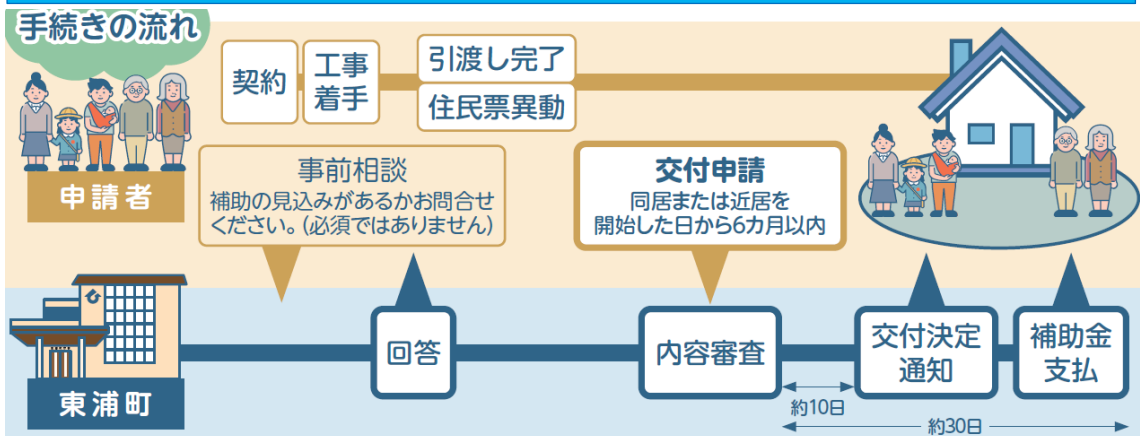
補助対象経費・補助金の額

同居または近居をしようとする建物に関する工事請負契約金額または売買契約金額として支払った費用で、補助金の額は以下のとおりです。

	基本補助額	補助対象住宅の敷地全部が居住誘導区域（防災重点エリアを除きます）の場合※2（5ページ参照）	子世帯にいる小学生以下の子が3人（胎児も含みます）以上の場合
同居	最大30万円	+5万円	+15万円
近居	最大10万円		

(例) $\boxed{\text{同居}} \text{ 最大 } \underline{30 \text{ 万円}} + \boxed{\text{居住誘導区域}} \text{ に該当 } \underline{5 \text{ 万円}} + \boxed{\text{小学生以下の子が } \underline{3 \text{ 人以上}} \text{ に該当}} = \text{ 合計 } \underline{50 \text{ 万円}}$

申請の手続き



1 事前相談（住宅の契約前）

補助要件が複雑です。補助の見込みがあるか、住宅の新築や購入の契約前に相談していただくことをお勧めします。（必須条件ではありません。）

2 交付申請書の提出

同居または近居を開始した日（補助対象住宅の住所地に住民票を異動させた日）から**6カ月以内**に、必要書類を揃え政策課窓口まで提出してください。受付は原則として先着順です。**予算の都合上、締め切らせていただく場合があります。**

3 内容審査・交付決定

要件に適合しているか審査します。状況により聞き取りや追加の書類提出をお願いする場合があります。

要件を満たした場合、交付申請書の提出から約10日後に交付決定通知を送付します。

4 補助金の振込み

交付申請書に記載の口座に交付申請書の提出から約30日後までに補助金を振り込みます。

必要書類

交付申請及び補助金の請求

- 1 三世代近居等定住促進補助金交付申請書（様式第1）
※申請書は町ホームページまたは政策課窓口にあります。
- 2 子世帯の戸籍全部事項証明書（謄本）
- 3 子世帯の戸籍の附票等、新居の契約時から前1年間の住所地がわかるもの
※本町の保有する公簿で確認できる場合は不要
- 4 工事請負契約書または売買契約書の写し
- 5 領収書等の写し

※支払先の名称があること

※補助対象経費分の額を実際に支払ったことが確認できるもの

（裏面に続く）

- 6 建物の登記簿の「全部事項証明書」の写し
- 7 建物の「検査済証」または「確認済証」の写し
- 8 振込先の口座番号が確認できる通帳等の写し
- 9 三世代近居等定住促進事業に関するアンケート

該当する方のみ必要となる書類

- 10 賃貸借契約書の写し（※）
- 11 勤務先に家賃相当額を支払っていることがわかる書類（※）
（※）10、11について、新居前の住居が東浦町内にある場合はどちらかが必要
- 12 子世帯が町外から転入する場合、転入前の市町村税の未納がないことを証明する書類
※市町村により証明書名が異なります。
※子世帯の親2名分（夫・妻）が必要になります。
- 13 出産予定が分かる書類（母子健康手帳、妊娠届出書など）
※子世帯に出生した子がいない、または胎児を含めることで子世帯の小学生以下の子どもが3人以上となる場合のみ
- 14 やむを得ない事情により、世帯員が同居・近居できない場合、「理由書」

補助金の交付条件

以下の条件を全て満たすこととします。

- 補助金の交付決定を受けてから3年間は、三世代同居または三世代近居すること。
- 補助金の交付決定を受けてから3年の間に町税を滞納した場合は、補助金を返還すること。
- 町長が確認や検査を求めた場合は協力すること。

その他（語句の補足）

※1 最低居住面積水準について

最低居住面積水準とは、国の住生活基本計画において規定されている、世帯人数に応じて健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する基準です。

＜最低居住面積水準の計算方法＞

計算式	$(10 \times \text{世帯人数} + 10)$ 平方メートル
世帯人数	0歳から2歳は、0.25人とします。 3歳から5歳は、0.5人とします。 6歳から9歳は、0.75人とします。
面積	世帯人数が4人を超える場合は、計算した面積から5%を控除します。
計算例	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦2人と0歳の子どもの3人世帯の場合 $10 \times (2 + 0.25) \text{人} + 10 = 32.5$ 平方メートル ・夫（もしくは妻）の両親、夫婦2人、3歳の子どもの5人世帯の場合 $(10 \times (4 + 0.5) \text{人} + 10) \times 0.95 = 52.25$ 平方メートル

※2 居住誘導区域について

居住誘導区域は、東浦町が作成する立地適正化計画に定める人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

補助対象住宅が居住誘導区域内に存するかどうか判断に迷われる場合は、政策課までお問合せください。

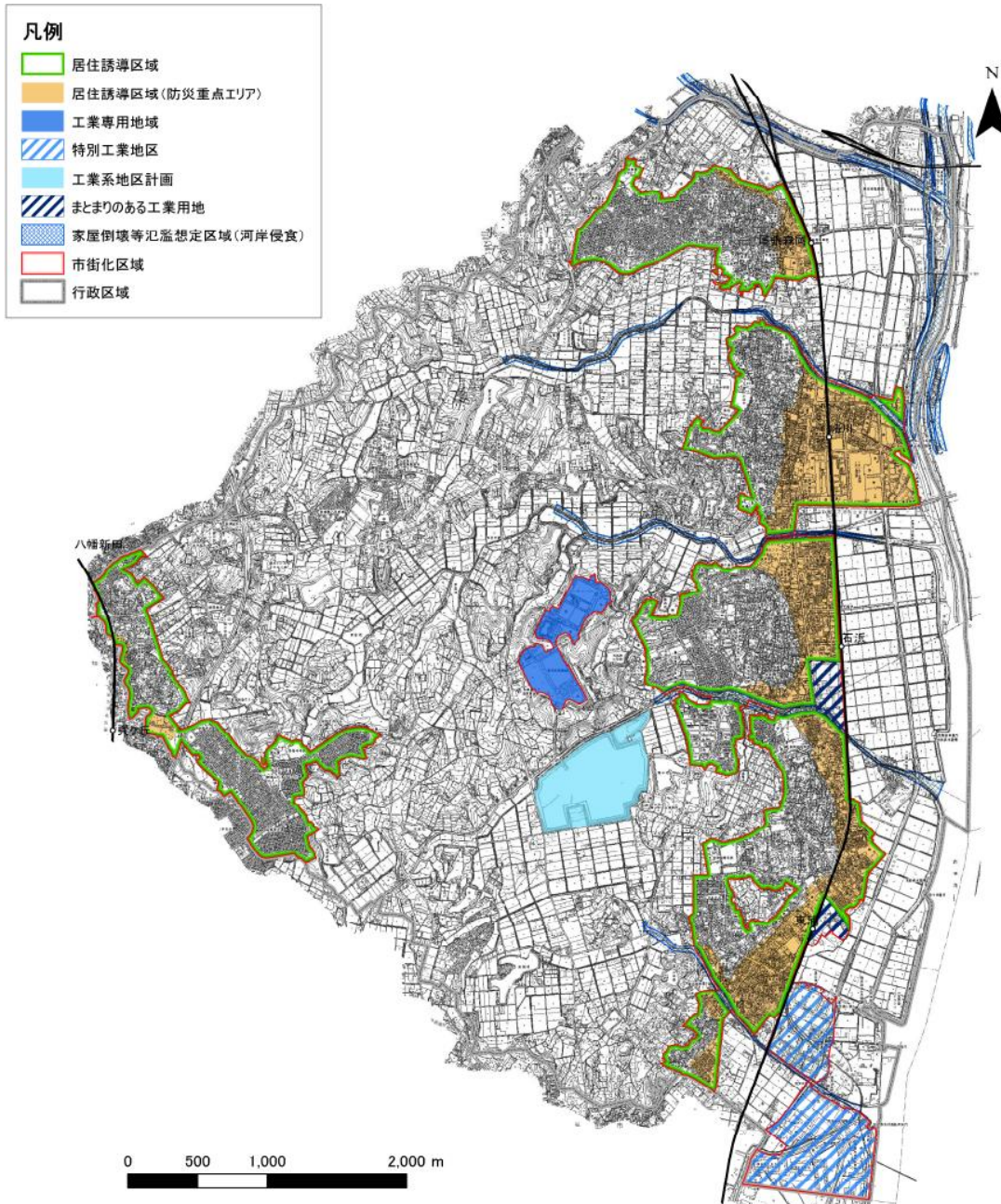


図 居住誘導区域（東浦町立地適正化計画）

問い合わせ先

東浦町役場 政策課 政策秘書係（本庁舎2階）

☎ 0562-83-3111（内線 290）

（月～金（祝日及び年末年始を除く） 9：00～16：00 ※最終受付 15：30）